

# ASBJ Newsletter



## 目次

1. 企業会計基準委員会の概要（第232回～第233回）
2. IASBに対するASBJのコメント
3. IASBとの第14回共同会議をロンドンで開催
4. 第11回日中韓三カ国会計基準設定主体会議をアモイで開催
5. 第3回AOSSG会議をメルボルンで開催
6. FASF会計人材開発支援プログラムの構築を公表
7. FASF評議員の追加選任
8. FASF定款第65条の2に定めるその他の委員会（委員推薦・評価委員会、適正手続監督委員会、業務推進委員会）を設置
9. IFRS財団・IASBに関する懇談会を開催
10. FASFセミナー「開示実務新任者向けセミナー」を開催
11. お知らせ

《ご注意》本文中のハイパーリンク先につきましては、一部、財務会計基準機構の会員限定サイトとなっており、一般の皆様にはご覧頂けないこともございます。あらかじめご了承ください。

## 1. 企業会計基準委員会の概要（第232回～第233回）

### 1) [第232回（2011年10月20日開催）](#)

- a. 金融商品専門委員会における検討状況
- b. 連結・特別目的会社専門委員会における検討状況

委員会の冒頭、西川委員長より、現在開発を進めている「公正価値測定及びその開

示に関する会計基準」に関して、最終基準化の判断にはまだ若干時間を要する見通しであり、準備期間を考慮すると、本会計基準の公開草案で提案している平成24年4月1日から開始する事業年度からの同基準等の適用は、事実上、困難な状況のため、当該時点からの適用は少なくとも無い、ということの確認がなされました。

- a. IFRS第9号の強制発効日に係る公開草

案へのコメント案の検討が行われました。

公開草案は、IFRS 第 9 号の強制適用時期を 2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度からに延期することを提案していますが、これを条件付きで認める方向での検討が行われました。

また、金融資産の分類・測定についての検討も行われました。金融資産の分類・測定については、IFRS 第 9 号に沿った基準改正が検討されていましたが、その後の FASB の公開草案での対応等を踏まえて、改めて、検討すべき点は検討するという考え方を採ることとされました。今回は、キャッシュ・フロー特性及び事業モデルの検討が行われました。

この他、金融負債の分類・測定についても、FASB の現在の検討状況と IFRS 第 9 号の取扱いを比較して、その違いの分析、検討が行われました。

- b. IASB が公表した IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の概要紹介と、導入した場合の我が国への影響検討が行われました。

IFRS 第 12 号で求められている開示項目のうち、重要な変更又は我が国の基準との比較で重要と考えられる「重要性のある非支配持分がある子会社」、「共同支配の取決め及び関連会社」、「組成された企業」を中心に検討が行われました。

## 2) [第 233 回 \(2011 年 11 月 18 日開催\)](#)

- |                           |
|---------------------------|
| a. IASB アジェンダ協議文書へのコメント対応 |
| b. 連結・特別目的会社専門委員会における検討状況 |
| c. 金融商品専門委員会における検討状況      |

- a. IASB の将来の作業計画の戦略的方向性と全体的なバランス、今後 3 年間の個々のプロジェクト又はアジェンダ領域の優

先順位に関しての意見を求めるアジェンダ協議文書に対するコメント案の検討が行われました。

今後 3 年間は「既存の IFRS の維持管理」に重点を置くべきとのコメントが考えられています。

また、取り上げるべき各論として、① OCI とリサイクリング、②公正価値測定の適用範囲、③開発費の資産計上、④のれんの非償却、⑤固定資産の減損の戻入れ、⑥機能通貨を上げています。

なお、審議の冒頭、西川委員長より、我が国の意見の発信力を高めるために、FASB 及び金融庁を事務局として、ASBJ、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省をメンバーとする「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」が設けられたこと、整合性のある意見発信を行えるよう当該協議会において議論されたこと、したがって、ASBJ のコメント案は広く市場関係者の意見を踏まえて作成されたものであることについて説明がなされています。

- b. 2011 年 8 月 25 日に IASB から公表された公開草案「投資企業」に関する検討が行われました。
- c. IFRS 第 9 号に関する IASB での検討状況の説明が行われました。

IFRS 第 9 号の強制発効日の延期に関しては、公開草案に寄せられたコメントを検討した結果、IFRS 第 9 号の発効日を 2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とし、早期適用は引き続き許容するとの暫定合意が行われています。

また、当初適用時の比較情報への遡及適用を原則として求めることに対してコストの問題等からの指摘が併せて寄せられていましたが、これに対しても、比較財務

諸表への遡及適用は要求せず、代わりに IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行に関する開示を修正することが決定されています。

## 2. IASB に対する ASBJ のコメント

企業会計基準委員会 (ASBJ) は、国際会計基準審議会 (IASB) がコメントを募集していた公開草案「国際財務報告基準 (IFRS) の改善」及び「IFRS 第 9 号の強制発効日」に対し 2011 年 10 月 21 日付けで、意見募集「アジェンダ協議 2011」に対し 2011 年 11 月 30 日付けでそれぞれコメントを提出しています。

## 3. IASB との第 14 回共同会議をロンドンで開催

企業会計基準委員会 (ASBJ) と国際会計基準審議会 (IASB) の代表者は、第 14 回目の定期協議を 10 月 31 日及び 11 月 1 日にロンドンにて実施しました。

今回の協議は、IASB が 2011 年 7 月に Hans Hoogervorst 議長及び Ian Mackintosh 副議長の新体制に移行して以来、両者にとって最初の公式行事となりました。

ASBJ と IASB は、IASB が米国財務会計基準審議会 (FASB) との間で進めている国際財務報告基準 (IFRS) と米国会計基準の改善及びコンバージェンスを目標とした共同作業について議論を行いました。

本会議において、両者は、IASB と FASB が取り組んでいる以下のプロジェクトについても意見交換を行いました。

- ・ 金融商品 (IASB と FASB において直近で議論されている金融資産の新たな減損モデルについて)

- ・ 収益認識 (IASB と FASB により 2011 年第 4 四半期中に公表予定の再公開草案(\*)に向けた検討状況について)
- ・ リース (IASB と FASB により 2012 年第 1 四半期に公表予定の再公開草案に向けた検討状況について)
- ・ 投資企業 (IASB が 2011 年 8 月に公表した公開草案「投資企業」における提案内容について)

これらの項目に加え、ASBJ と IASB は、日本における IFRS の任意適用に関連して生じている様々な IFRS の解釈上及び実務上の検討課題について意見交換を行いました。

さらに、今後 3 年間にわたる IASB の戦略的方向性やアジェンダ領域の優先順位等に関する意見募集のために IASB が現在取り組んでいる「2011 年アジェンダ協議」についても意見交換を実施しました。

次回の会議は 2012 年第 2 四半期に東京で開催予定となっています。

(\*)収益認識の改訂公開草案は、2011 年 11 月 14 日に公表されています。

## 4. 第 11 回日中韓三カ国会計基準設定主体会議をアモイで開催

2011 年 10 月 26 日、中国の厦門(アモイ)において、日本、中国、韓国の会計基準設定主体 (以下、三カ国の会計基準設定主体) による会議が開催されました。本会議には、企業会計基準委員会の西川郁生委員長、中国財政部会計司の楊敏司長、韓国会計基準委員会の Lim, Suk Sig 委員長、国際会計基準審議会 (IASB) の鶯地隆継理事及び張為国理事をはじめ、三カ国からその他 30 名の代表者が出席しました。また、本会議には香港会計士協会、マカオ監査人会計士登録委員会の代表者もオブザーバーとし

て参加しました。本会議において、参加者は会計基準の国際的なコンバージェンスの最新の状況、IASB のプロジェクトと将来のアジェンダ、及びアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) の将来に向けての取組みについて議論を行い、次の項目について合意しました。

- ①三カ国の会計基準設定主体は、互いの最新の情報を得ながら、基準設定プロセス及びコンバージェンス・プロジェクトにおいて、コミュニケーションを継続する。三カ国は基準開発と導入プロセスにおいて生じる諸問題の解決に関する経験を共有する。
- ②三カ国の会計基準設定主体は、それぞれが IASB に対し、国際財務報告基準 (IFRS) のプロジェクトから生じた技術的論点に関してコメントを行うが、これらのプロジェクトに関する見解について調和を図る。
- ③三カ国の会計基準設定主体は、アジア・オセアニア地域内におけるコミュニケーションと協力を強化し、更に促進することに共同で取り組み、IFRS の基準設定プロセスにアジア・オセアニア地域が参画するための、重要なプラットフォームである AOSSG の価値を高めるために協力する。

またこれらに加え、参加者は、2012年10月に東京に開設予定の、IASB のアジア・オセアニア地域におけるサテライト・オフィスに対し、全面的な支援を行う事を合意しました。

次回の三カ国の会計基準設定主体による会議は、2012年に韓国で開催予定となっています。

## 5. 第3回 AOSSG 会議をメルボルンで開催

2011年11月23日及び24日の2日間にわたり、メルボルン (オーストラリア) にて第3回アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) 会議が開催され、22の国と地域の AOSSG メンバー69名が参加し、ASBJからは西川委員長、加藤副委員長、新井副委員長、弥永委員他スタッフが、IASB から Hoogervorst 議長、鶯地理事、PK 理事、張理事他が参加しました

昨年9月の東京会議以降、ASBJ が AOSSG の議長、オーストラリアが副議長を務めていましたが、今回の会議において、オーストラリアが議長に就任するとともに、香港が副議長に選出されました。

また、AOSSG の MoU について改訂が行われ、議長・副議長の任期がそれぞれ2年とされたほか、本年6月に公表された [Vision Paper](#) をベースに今後の運営に関する意見交換が行われました。

個別項目については、IASB から近況報告が行われるとともに、収益認識、保険契約、金融商品、連結、農業、イスラム金融、排出権取引、外国通貨、アジェンダ協議、リース、割引率について、IASB メンバーを交え、意見交換が行われています。

## 6. FASF 会計人材開発支援プログラムの構築を公表

FASF では、会計基準開発における国際舞台で我が国の存在感を示すとともに、我が国の状況も踏まえた国際的な基準開発を求めていくことが、今後、益々重要な施策になるとの認識のもと、中長期的視野に立った、オール・ジャパンとしての会計人材の育成、特に国際的な会計人材の育成に向けた取組みとして、FASF 内に「会計人

材開発タスクフォース」を本年 8 月に設置し、具体的な方策を検討してきました。

同タスクフォースには、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、日本経済団体連合会、大手監査法人、山田辰己前 IASB 理事及び ASBJ 委員に委員として、また、金融庁にオブザーバーとして参加いただきました。

合計 5 回の「会計人材開発タスクフォース」での審議を経た後、会計人材開発支援プログラムを取りまとめ、これを公表しています（詳細は[こちら](#)）。

同プログラムは、2012 年 1 月からの実施を予定しています。

## 7. FASF 評議員の追加選任

FASF では評議員会を開催し、廣瀬 博氏（住友化学㈱取締役副会長）を評議員として追加選任することを決議いたしました。評議員就任日は 2011 年 11 月 8 日になります。

## 8. [FASF 定款第 65 条の 2 に定めるその他の委員会（委員推薦・評価委員会、適正手続監督委員会、業務推進委員会）を設置](#)

FASF では、11 月 18 日に開催された理事会において、定款第 65 条の 2 に定めるその他の委員会（委員推薦・評価委員会、適正手続監督委員会、業務推進委員会）の設置並びに同委員会の委員長及び委員の選任を決議いたしました。

### <委員推薦・評価委員会>

職務：企業会計基準委員会（ASBJ）の委員および委員長の候補者の選考を行い、理事会に推薦を行うこと。また、ASBJ の委員および委員長の在任中の

評価を行い、理事会に報告すること。

### （委員名簿）

委員長：大塚 宗春 理事（早稲田大学商学  
学術院 教授）

委員：岩熊 博之 理事（（株）東京証券  
取引所グループ 取締役兼代表執行  
役専務）

委員：谷口 進一 理事（新日本製鐵（株）  
代表取締役副社長）

委員：山崎 彰三 理事（日本公認会計士  
協会 会長）

委員：廣瀬 博 評議員（住友化学（株）  
取締役副会長）

委員：藤沼 亜起 評議員（日本公認会計  
士協会 相談役）

### <適正手続監督委員会>

職務：ASBJ が基準開発を行う過程において必要とされるデュー・プロセスが、規定通りに行われることを監視・監督し、理事会に報告すること。

### （委員名簿）

委員長：北村 敬子 理事（中央大学商学部  
教授）

委員：池上 玄 理事（日本公認会計士協会  
副会長）

委員：大場 昭義 理事（東京海上アセットマネジ  
メント投信（株）代表取締役社長）

委員：久保田 政一 理事（（社）日本経済団  
体連合会 専務理事）

委員：島崎 憲明 理事（住友商事（株）特別  
顧問）

委員：西村 義明 評議員（東海ゴム工業（株）  
代表取締役社長）

### <業務推進委員会>

職務：当財団事務局および ASBJ の業務（基準開発を除く）を遂行し、理事長の



業務の執行を補佐すること。

(委員名簿)

委員長：西川 郁生 企業会計基準委員会 委員長

委員：高橋 秀夫 公益財団法人財務会計基準機構 代表理事常務

委員：新井 武広 企業会計基準委員会副委員長

委員：加藤 厚 企業会計基準委員会副委員長

## 9. IFRS 財団・IASB に関する懇談会を開催

FASF では、12月1日に東京帝国ホテルで IFRS 財団・IASB に関する懇談会を開催しました。

懇談会には、IFRS 財団の藤沼評議員会副議長、島崎評議員、鶯地 IASB 理事、湯浅 IFRS 解釈指針委員会委員、IFRS 諮問会議の米家委員、金子委員、GPF (Global Prepares Forum) の山田委員、石黒委員が参加され、集まった関係者に、各委員会等での活動状況や課題について報告が行われました。

## 10. FASF セミナー「開示実務新任者向けセミナー」を開催

FASF では、より充実したセミナーを開催するために、参加者の方にアンケート調査を行った結果、従来 FASF が行っている有価証券報告書等の作成要領の改正ポイントに関するセミナーのみならず、開示実務新任者向けの解説セミナーを開催してほしいという要望が多く見受けられました。

そこで FASF 発行の「有価証券報告書の作成要領」及び「四半期報告書の作成要領」を使いこなすために必要な知識の習得

を目的とし、企業内容等の開示府令や財務諸表等規則等について体系から説明を行う「開示の基礎」に特化した「開示実務新任者向けセミナー」を FASF 会員向け限定で開催しました。

開催日時	開催場所	開催地区
12月14日	ベルサール半蔵門	東京
12月15日	名古屋国際会議場	名古屋
12月16日	大阪国際会議場	大阪
12月21日	ベルサール半蔵門	東京

## 11. お知らせ

### 1) 刊行物のご案内

- ① 機関誌「季刊 会計基準」第 35 号  
(2011年12月15日刊行)

#### 【主な内容】

- ✓ 特集：座談会「国際舞台で活躍する方々に聞く」  
(出席者)  
鶯地隆継：IASB 理事  
湯浅一生：IFRS 解釈指針委員会委員  
金子誠一：IFRS 諮問会議委員  
山田浩史：GPF 委員  
石黒徹次郎：GPF 委員  
加藤厚：ASBJ 副委員長  
(司会) 西川郁生 ASBJ 委員長
- ✓ Accounting Square：“会計及び監査を取り巻く環境変化への対応と人材育成”…初川浩司あたら監査法人代表執行役
- ✓ 寄稿：“基準諮問会議の議長就任にあたって”…野崎邦夫住友化学(株)常務執行役員
- ✓ Chairman's Voice：“AOSSG 議長を終えて”…西川郁生 ASBJ 委員長

- ② 国際財務報告基準(IFRS)2011

## IFRS 財団公認日本語版

IASB が公表した IFRS の全内容を収録した公式出版物「International Financial Reporting Standards 2011」の日本語版です。2011 年 1 月 1 日現在で公表されている基準書等を掲載している最新版で、合計 3,200 頁以上に及ぶ原書の全文が翻訳されています。

前年版から、原書の構成変更に合わせて、強制力のある要求事項（基準本文、適用指針）を収録した Part A と、強制力のない付属文書（結論の根拠、適用ガイダンス、設例等）を収録した Part B との 2 分冊となっています（分売不可）。

訳文・訳語について引き続き見直しを進め、読みやすさの一層の向上を図りました。

※ご購入は[こちら](#)。

※第 30 号より、FASF 会員の皆様は、季刊会計基準に掲載される記事が[ホームページ \(会員専用サイト\) よりご覧になることができます](#)。どうぞご利用ください。

### “ASBJ Newsletter” (第 24 号)

2011 年 12 月 21 日発行

発行：企業会計基準委員会／

公益財団法人 財務会計基準機構

東京都千代田区内幸町 2-2-2

富国生命ビル 20 階

編集・発行人：下村昌作

制作：広報プロジェクトチーム

禁無断転載

※ご意見・ご要望は下記までお寄せください。

E-mail : [planning@asb.or.jp](mailto:planning@asb.or.jp)

Fax : 03-5510-2712